

飼養衛生管理基準

(鶏その他家きん編)

平成 2 3 年 1 0 月
農林水産省

～ はじめに～
畜産農家の皆様へ

平成22年4月に宮崎県で発生した口蹄疫は、我が国の畜産にとってかつてないほど大きな被害をもたらし、同年11月に島根県で発生した高病原性鳥インフルエンザは、その後、宮崎県、鹿児島県、大分県、愛知県、和歌山県、三重県、奈良県、千葉県においても発生が確認され、大きな被害をもたらしましたが、家畜伝染病による被害を最小限に止めるためには、「発生の予防」、「早期の発見・通報」及び「迅速・的確な初動」が重要です。

「発生の予防」のために、空港や海港における輸入検疫の強化を行っているところですが、何より畜産農家の方々に日頃から適切に飼養衛生管理をしていただくことが大切です。このため、今回、家畜伝染病予防法に基づく「飼養衛生管理基準」を大きく見直すこととしました。

飼養衛生管理基準は、これまでは畜種別に分けることなく設定していましたが、今回は畜種別に分け、かつ、飼養衛生管理の基本となる事項について、より具体的に分かりやすく設定する方向で検討を進めてまいりました。

既に取り組まれている方もかなりおられるかと思いますが、こうした飼養衛生管理を徹底していただくことで、悪性の家畜伝染病の発生予防のみならず、慢性疾病の予防、育成率や増体の向上など、経営面でも大きな効果が得られるかと思えます。

飼養衛生管理基準は、畜産農家の皆さんに最低限守っていただくべき事項を取りまとめたものです。改正された家畜伝染病予防法では、都道府県による「指導・助言→勧告→命令」という手順が規定されており、基準違反に対して、いきなり罰則が適用されることにはなりません。地域の衛生水準向上の観点からも、畜産農家の皆さんに遵守していただくよう、積極的な取組をお願いいたします。

また、「発生の予防」は、地域ぐるみでの対応がより効果を上げることになります。是非、家畜保健衛生所等と連絡を密にし、地域の畜産農家が連携して飼養衛生管理基準の遵守に取り組んでいただきますよう、お願いいたします。

家畜防疫に関する最新の情報を確認しましょう

- 1 自らが飼養する家きんが感染する伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関して、家畜保健衛生所から提供される情報を必ず確認し、家畜保健衛生所の指導等に従いましょう。

家畜保健衛生所や地域の自衛防疫協議会などが開催する家畜衛生に関する講習会への参加や農林水産省のホームページの閲覧などを通じて、家畜防疫に関する情報を積極的に把握しましょう。

また、関係法令を遵守するとともに、家畜保健衛生所が行う検査を受けましょう。

高病原性鳥インフルエンザに関する情報

環境省＞自然環境・生物多様性＞高病原性鳥インフルエンザに関する情報

※野鳥の高病原性鳥インフルエンザに関する環境省の取組

渡り鳥の飛来経路の解明事業	野生鳥獣感染症情報整備事業	渡り鳥の飛来状況等に関する情報提供事業
◆渡り鳥の飛来経路の解明 人工衛星追跡や足環による渡り鳥の国内外の飛来経路の解明(中継地等詳細情報を含む)	◆野生鳥獣の感染状況の把握 - 秋冬に飛来するガンカモ類の糞便及び死亡野鳥から検体の採取を行い、ウイルス保有の有無をモニタリングする。また、死亡野鳥を適切に監視する。 - 近隣諸国(韓国、中国、ロシア等)の野鳥のモニタリング情報について、専門家を派遣し詳細情報を集約。	◆渡り鳥の飛来状況に関する情報提供 野鳥の飛来時期、渡来地、個体数等飛来状況に関する情報を収集し、リアルタイムで情報提供。予防等に役立てる。
↓	↓	↓
ウイルスの感染ルート解明のための情報把握	感染の早期発見及び感染状況の把握	渡り鳥の飛来情報の提供による予防

高病原性鳥インフルエンザの発生抑制と被害の最小化

問い合わせ先: 環境省自然環境局鳥獣保護課 TEL: 03-3581-3351(代表) (内線: 6499)

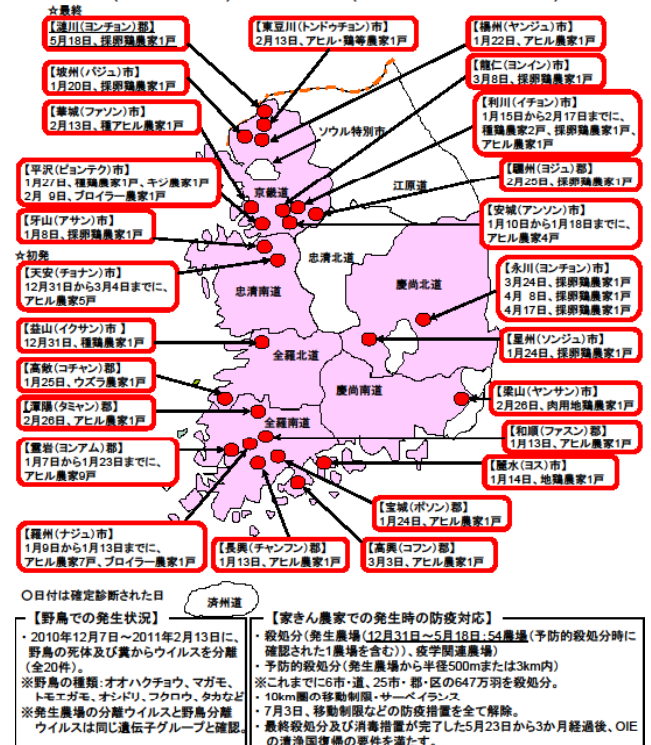
環境省ホームページの情報

農林水産省HP→消費・安全→家畜衛生に関する情報→鳥インフルエンザ→環境省HP



講習会の風景

韓国における高病原性鳥インフルエンザ(H5N1亜型)の発生状況(2010年末～2011年)



農林水産省ホームページの情報

農林水産省HP→消費・安全→家畜衛生に関する情報→鳥インフルエンザ

衛生管理区域を作しましょう

- 2 自らの農場の敷地を、衛生管理区域とそれ以外の区域とに分け、両区域の境界が分かるようにしましょう。

衛生管理区域に関するQ & A

Q. 衛生管理区域とはどのような区域ですか？

A. 衛生管理区域とは、病原体の侵入を防止するために衛生的な管理が必要となる区域をいいます。一般的には家きん舎やその周辺の飼料タンク、飼料倉庫等を含む区域が衛生管理区域になります。

なお、個々の農場によって家きん舎やその他の施設、自宅等との位置関係が様々であるため、詳細は最寄りの家畜保健衛生所にご相談ください。

Q. 衛生管理区域と他の区域との境界はどのように区分すればよいのでしょうか？

A. 通常は柵などでの区分が考えられますが、柵以外でもロープや白線、プランターなどを利用して区分することもできます。

区分した上で、立て看板などにより衛生管理区域であることを明確にし、不要不急の立入りを制限するようにしてください。

Q. 家きん舎のみを衛生管理区域とすることはできますか？

A. 飼養管理を行う場合、作業者は家きん舎周辺を通行したり、飼料倉庫などに入って作業を行ったりすることが考えられるため、家きん舎のみではなく密接に関連する施設も含め、衛生管理区域として設定することが適切と考えます。

衛生管理区域設定のイメージ



コーンを用いた衛生管理区域と他の区域との区分例



衛生管理区域への病原体の持ち込みを防止しましょう

- 3 衛生管理区域の出入口を必要最小限の数とし、必要のない者を衛生管理区域に立ち入らせないようにしましょう。
外部から立ち入る者が飼養する家きんに接触する機会を最小限とするよう、当該場所に看板などを設置しましょう。
- 4 衛生管理区域の出入口付近に消毒設備（消毒機器を含む。）を設置し、車両の出入りの際に消毒をしましょう。
- 5 また、衛生管理区域及び家きん舎の出入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に出入りの際に手指及び靴の消毒（手指については、洗浄又は消毒）を行わせましょう。
- 6 衛生管理区域専用の衣服及び靴を設置するとともに、家きん舎ごとの専用の靴を設置し、出入りする者にはこれを確実に使用させましょう。
※ 専用の衣服及び靴：衛生管理区域に立ち入る際に使用している衣服の上から着用するもの並びに衛生管理区域及び家きん舎に立ち入る際に使用している靴の上から着用するブーツカバーを含む。
- 7 その日のうちに他の農場等の畜産関係施設に立ち入った者及び過去1週間以内に海外から入国した者（帰国者を含む。）は、衛生管理区域に立ち入らせないようにしましょう。
※ 家畜防疫員、獣医師、飼料運搬業者等を除きます。
- 8 他の畜産関係施設で使用した又は使用した可能性のある物品であって、飼養する家きん、その死体又は当該家きんから生産される卵に直接接触する物品は、衛生管理区域内に持ち込む場合に、洗浄又は消毒をしましょう。
なお、家きんの管理に必要な物品を家きん舎に持ち込まないようにしましょう。
- 9 海外で使用した衣服及び靴（過去2か月以内）を衛生管理区域に持ち込まないようにしましょう。やむを得ず持ち込む場合には、事前に十分に洗浄、消毒等を実施しましょう。

衛生管理区域への病原体の持込み防止
に関するQ & A

Q. 衛生管理区域の出入口での消毒は具体的にどのようにするのでしょうか？

A. 車両が出入りする際には、消毒薬噴霧器、車両用消毒槽、車両用消毒ゲート、消石灰帯などを用いて消毒します。人が出入りする際には、足を消毒薬噴霧器、踏込消毒槽、消石灰帯などを用いて消毒します。

Q. 人や車両の立入りの際に、家きんの所有者が消毒の実施状況を確認する必要はありますか？

A. 自らの農場への伝染病の侵入防止リスクを低減するため、可能な限り確認してください。また、一日中農場にいたことが無理な場合でも、消毒の実施の有無を立入者に記帳してもらう等により確認できるようにしてください。

Q. 家きんに直接接触する物品とはどのようなものですか？

A. 家きんの出荷や集卵等に使用する物品をいいます。飼料は家きんに直接接触しますが、通常は倉庫等に保管してあるものが直接給与されることから、これには該当しません。

Q. 農場全体を衛生管理区域とした場合、近所の人が入ってきたときにも消毒しなければならないのですか？

A. 農場全体を衛生管理区域とした場合には、畜産関係者でない人でも、同様に消毒していただく必要があります。

近所の方まで消毒をお願いするのは、現実的には難しい面があるかと思いますが、ロープ、白線やプランターなどの簡便な方法でも結構ですので、生活関係車両の通行帯や自宅を衛生管理区域と区分するようにお願いします。



衛生管理区域及び家きん舎専用の衣服(白衣)と長靴の設置例



消毒用ポンプ





踏み込み消毒槽



ブーツカバー



ポリタンクを改良した長靴用消毒容器



長靴用消毒容器の車載例

野生動物による病原体の侵入を防ぎましょう

- 10 家きん畜舎の給餌設備・給水設備及び飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないようにしましょう。
- 11 飲用に適した水を給与しましょう。
野生動物の排せつ物が混入するおそれのある水を飲用水として用いる場合には、これを消毒しましょう。
- 12 野鳥等の野生動物の家きん舎への侵入を防止することができる防鳥ネットその他の設備を設置するとともに、定期的に当該設備の破損状況を確認し、遅滞なく破損箇所を修繕しましょう。
※ 網目の大きさが2 cm以下のもの又はそれと同等の効果を有すると認められるもの。
- 13 家きん舎の屋根や壁面に破損がある場合には、すぐにその破損箇所を修繕するとともに、ねずみやハエ等の害虫を駆除しましょう。



家きん舎全体を覆う防鳥ネット



野生動物による病原体の侵入防止に関するQ & A

Q. 給餌設備に野鳥等の排せつ物等が混入しないようにするには、給餌設備にふたをしなければならないのですか？

A. 給餌設備にふたまでする必要はありません。普段から飼槽などの給餌設備やウォーターカップなどの給水設備を清掃したり、給餌の際には飼槽を確認して排せつ物があった場合は清掃するなどしてください。

Q. 防鳥ネットの網目は2 cm以下でないとダメなのですか？

A. 小型の野鳥の侵入を防ぐためには、一般的には網目の大きさを2 cm以下にする必要があると考えます。

小型の野鳥の侵入を防げるのであれば、他の方法でも構いませんが、これと同等の効果があるかどうかについては、最寄りの家畜保健衛生所にご相談ください。

Q. ねずみや野鳥の侵入を防ぐためにどのようなことをすればよいですか？

A. 家きん舎への侵入の機会をなるべく少なくするとともに、ねずみについては忌避剤や殺鼠剤を用いたり、野鳥については防鳥ネット、野鳥避け装置等を用いて、できる限り侵入を防いでください。

Q. ダチョウなど屋外で飼養する家きんについて、防鳥ネットは必要なのですか？

A. 屋外の運動場も含め、飼養する区域全てを防鳥ネットでカバーすることが難しい場合でも、家きん舎や給餌・給水場所には防鳥ネットを設置するなどして、野鳥等との接触の可能性を最小限にしてください。



網目2cm以上のネットを二重にしている例



幅の狭い金網で小型鳥類の侵入を防止している例

衛生管理区域の衛生状態を保ちましょう

- 14 家きん舎その他の衛生管理区域内の施設及び器具の清掃又は消毒を定期的に行いましょう。
- 15 家きんの出荷・移動により家きん舎又はケージが空になった場合には、清掃及び消毒をしましょう。
- 16 家きんの健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家きんを飼養しないようにしましょう。



清掃が行き届いた家きん舎の例

衛生管理区域の衛生状態の確保に関するQ & A

Q. 清掃や消毒の対象となる器具とは何ですか？

A. 紙等の消毒に適さないものを除き、飼料給餌の際に使用する器具（運搬用のカート、スコップ等）、糞を掻き出す際に使用する器具（運搬用の荷車、スコップ等）及び重機など家きん舎内で使用するすべてのものが対象になります。

Q. 密飼いについては、何か具体的な基準はあるのでしょうか？

A. 今回は具体的な数値基準は示しておりませんが、肉用鶏では60羽／坪、採卵鶏では0.04～0.06m²／羽を参考にいただければと思います。なお、家きん舎構造や家きん舎内の環境によっても異なります。

Q. 定期的とはどのくらいの間隔でしょうか？

A. 衛生管理区域の衛生状態を保つためには、少なくとも月に1回～2回は実施していただくようお願いします。

家畜の健康観察を行いましょう

- 17 家きんが特定症状を呈していることを発見したときは、直ちに家畜保健衛生所に通報しなければなりません。

また、農場からの家きん及びその死体、畜産物並びに排せつ物の出荷・移動を行わないこと並びに当該衛生管理区域内の物品をむやみに衛生管理区域外へ持ち出さないようにしましょう。

※ 特定症状（次ページ参照）とは法第13条の2第1項の農林水産大臣が定める症状をいいます。（現在のところ、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定症状が定められています。）

- 18 特定症状以外の異状（死亡を含む。以下同じ。）で家きんの死亡率の急激な上昇や同様の症状を呈する家きんが増加した場合には、直ちに獣医師の診療若しくは指導又は家畜保健衛生所の指導を受け、監視伝染病でないことが確認されるまでの間、農場からの家きんの出荷・移動を行わないようにしましょう。

監視伝染病であることが確認された場合には、家畜保健衛生所の指導に従いましょう。

また、特定症状以外の異状が認められた場合にも、速やかに獣医師の診療を受け、又は指導を求めましょう。

※ 特定症状以外の異状の原因が家畜の伝染性疾病によるものでないことが明らかである場合を除きます。

- 19 毎日、飼養家きんの健康観察を行いましょう。

- 20 他の農場等から家きんを導入する場合には、導入元農場の疾病の発生状況の確認、導入家きんの健康状態の確認等により健康な家きんを導入しましょう。

導入家きんに家畜の伝染性疾病の可能性のある異状がないことを確認するまでの間、他の家きんと直接接触させないようにしましょう。

- 21 家きんを出荷・移動する場合には、出荷・移動の直前に当該家きんの健康状態を確認しましょう。

家きんの健康観察の実施に関するQ & A

Q. 特定症状が確認された場合には、人の外出もできなくなるのでしょうか？

A. 検査の結果が判明するまでの間、不要不急の外出は避けてください。やむを得ない場合には、最寄りの家畜保健衛生所に相談の上、消毒措置などについての指示に従ってください。

Q. 特定症状以外の異状とは、具体的にはどのようなものでしょうか？

A. 元気消失、下痢等の症状等が想定されます。

Q. 小規模飼養農家では、異状がないことを確認するまで、導入家きんと他の家きんとを隔離しておくことは不可能ではないでしょうか？

A. 完全な隔離が不可能な場合であっても、コンパネ等で仕切るなど、可能な限り、接触しないようにした上で健康観察を行ってください。

Q. 導入元農場の疾病の発生状況が確認できない場合には、どのようにしたらよいでしょう？

A. 導入元農場の疾病発生状況が確認できない場合には、導入家きんの健康状態の事前確認等によって健康な家きんを導入するようにしてください。また、導入後、一定期間（1週間程度）は他の家きんとの接触を避け、異状がないことを確認するようにしてください。

高病原性及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定症状

次に掲げる症状を呈していることを発見した獣医師又は家畜所有者は、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

【高病原性鳥インフルエンザ】

	鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥
症状	同一の家きん舎内において、一日の家きんの死亡率が対象期間における平均の家きんの死亡率の二倍以上となること。ただし、家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りでない。

※ 「対象期間」とは、当日から遡って二十一日間（当該期間中に家畜の伝染性疾病、家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等家きんの死亡率の上昇の原因となる特段の事情の存した日又は家きんの出荷等により家きん舎が空となっていた日が含まれる場合にあっては、これらの日を除く通算二十一日間）をいう。

【高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザ】

	鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥
症状	家きんに対して動物用生物学的製剤を使用した場合において、当該家きんにA型インフルエンザウイルスの抗原又はA型インフルエンザウイルスに対する抗体が確認されること。

※ 「動物用生物学的製剤」とは、薬事法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第十四条第一項又は第十九条の二第一項の承認を受けた動物用生物学的製剤をいう。

※ 改正された家畜伝染病予防法では、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザについては、殺処分に際しての手当金について、評価額の4/5から5/5に引き上げる一方で、発生予防等に必要な措置を講じなかった場合には、手当金を交付しない、あるいは減額することになります。

具体的には、発生農家における飼養衛生管理基準全体の遵守状況が、標準的な畜産農家の遵守状況と比べて、大きく劣っているかどうかなどを精査した上で判断することになります。したがって、飼養衛生管理基準の一部項目の遵守が不十分であることのみを理由として、手当金が直ちに減額されることにはなりません。

高病原性及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定症状
(死亡鶏の状態の例)

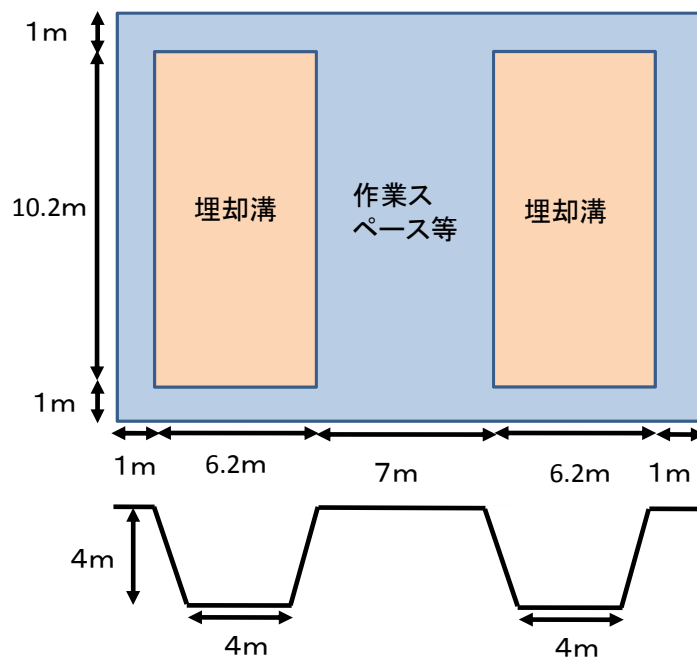


埋却等の準備をしておきましょう

22 埋却の用に供する土地の確保（標準的には成鶏100羽当たりおむね 0.7 m^2 ）又は焼却若しくは化製のための準備措置を講じておきましょう。

※ 当面は、平成23年10月1日以降に新しく農場を開設する場合、又は既存の農場において畜舎を増設し飼養頭数を拡大する場合のみが、本事項に係る家畜伝染病予防法第12条の6に規定する勧告又は命令の適用対象となります。

鶏の埋却に必要な標準的な面積のイメージ



○埋却可能頭数の計算例(鶏)

埋却溝の底面積 $4\text{ m} \times 8\text{ m} \times 2\text{ 本} = 64\text{ m}^2$ (周囲1.1mは法面)

成鶏100羽当たり必要な底面の面積 $0.178\text{ m}^2 / 100\text{ 羽}$

当該埋却地に埋却可能頭数 $64\text{ m}^2 \div 0.178\text{ m}^2 / 100\text{ 羽} \div 36,000\text{ 羽}$

(100羽当たり必要な埋却地 $(12.2\text{ m} \times 21.4\text{ m}) \div 36,000\text{ 頭} \div 0.7\text{ m}^2$)

- (注) ① 複数の埋却溝を並列に掘削する場合、7～10mの間隔を空けましょう。
- ② 地盤が弱い場合、作業中に法面が崩れるおそれがあるため、土木作業の関連部局や施工業者の意見を聞き、法面の勾配を調整するなどの対応をとりましょう。
- ③ 埋却溝の底面において、体液が不均等に貯留された場合、噴出しやすくなります。噴出を防止するため、底面の勾配がきつくならないように注意するとともに、埋却溝が長い場合には中間に仕切りを入れましょう。

埋却等の準備に関するQ & A

Q. 確保する埋却地は、成鶏100羽当たり0.7㎡ないとダメなのですか？

A. 埋却地の広さについては、標準的な目安として、成鶏100羽当たりの基準を示していますが、埋却溝が何本分取れるか、作業に必要なスペースがどの程度必要かなどによって変わり得ることから、詳細は、最寄りの家畜保健衛生所にご相談ください。

Q. 確保した埋却地について、試掘をして実際に使用可能であるか確認する必要はありますか？

A. 試掘により使用可能であるかを確認しておくことは望ましいですが、義務付けまではしておりません。なお、下水位や土質に関して既に調査している場合（例：国土交通省の地下水マップ）があるので、埋却地を選定する際の参考にしてください。詳細は、家畜保健衛生所にご相談ください。

Q. 埋却地があらかじめ確保できなければ、規模拡大等はできなくなるのですか？

A. 規模拡大をするのであれば、発生時に備えて、飼養規模に応じた埋却地の確保、焼却、あるいはレンダリング処理いずれかの準備を行っていただく必要があります。

Q. 移動式レンダリング車や移動式焼却炉の使用予定をもって処理方法を確保したことになりますか？

A. 都道府県が作成する地域全体の処理計画の中に、移動式レンダリング車や移動式焼却炉による処理をその処理能力を適切に見込んで、組み込むことは可能です。

Q. 住宅地に隣接する農場において、地域住民の承諾がスムーズに得られない場合は、どうするのか？

A. 地域ごとに事情が異なることから、地域ごとにきめ細やかな対応が必要になるため、生産者の方だけでなく、行政機関、関係団体等が一体となって進めていくことが重要であると考えています。

感染ルート等の早期特定のための記録を作成し
保存しておきましょう

23 次に掲げる事項に関する記録を作成し、1年間以上保存しましょう。

① 衛生管理区域に立ち入った者（所有者及び従業員を除く。）の氏名及び住所又は所属並びに当該立入日及び目的（所属等から明らかな場合は不要。）

※ 過去1週間以内に海外から入国した者（帰国者を含む。）にあつては、1週間以内に滞在した全ての国又は地域及び当該地での畜産関係施設への立入りの有無を追記。

② 家きんの所有者等が海外に渡航した場合には、その滞在期間及び国名

③ 導入した家きんの種類、導入元、頭数、健康状況及び導入日

④ 出荷・移動した家きんの種類、出荷・移動先、頭数、健康状況及び出荷・移動日

⑤ 飼養家きんの異状の有無。異状があつた場合には、症状、羽数、日齢及び農場内の場所

記録の作成・保存に関するQ & A

Q. 記録は農家が自らが記入しなければならないのですか？

A. 人や車両の出入りに関する記録に関しては、農家自らが記入するか、出入りする者に記録してもらっても構いません。その際には確実に記録してもらえよう、張り紙などをおきましょう。

Q. 記録すべき症状とはどのようなものですか？

A. 餌喰いが悪い、元気がないなどの状態があれば記入しておいてください。

農場出入りチェック表(鶏用)

1	日 時	平成 年 月 日 午前・午後 時 分				
	氏 名				目 的	
	所 属	家保	飼料	JA・会社	獣医師	行政(県・市・町) 業者 その他()
	石灰消毒	実施			未実施	
	車両消毒	実施			未実施	
	踏込消毒槽	実施			未実施	

家きんの導入及び出荷、健康観察チェック表

1	日 時	平成 年 月 日 午前・午後 時 分				
	海外渡航歴	渡航者() 渡航先() 渡航期間()				
	導 入	種類() 頭数() 健康状態() 導入元() 導入日()				
	出 荷	種類() 頭数() 健康状態() 出荷先() 出荷日()				
	異状の有無		症状等		死亡場所	

大規模農場における追加措置

- ・ 獣医師の健康管理指導を受けましょう
- ・ 通報ルールを作成しておきましょう

24 鶏及びうずらにあっては10万羽以上、あひる、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥にあっては1万羽以上の所有者（以下「鶏等大規模所有者」という。）は、農場ごとに、家畜保健衛生所と緊密に連絡を行っている担当の獣医師又は診療施設を定め、定期的に当該獣医師等から当該農場の家きんの健康管理について指導を受けましょう。

25 鶏等大規模所有者は、従業員が特定症状を確認した場合に家畜保健衛生所へ、直ちに（所有者及び管理者の許可を要することなく）通報することを規定したルールを作成し、全従業員に周知徹底しておきましょう。

家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関する情報を全従業員に対し、周知徹底しておきましょう。

飼養衛生管理基準 チェックシート

(鶏その他の家きん用)

1. 家畜防疫に関する最新情報の把握	レ 欄
自らが飼養する家きんが感染する伝染性疾病の発生の予防及びまん延防止に関する情報を把握している。	☐
2. 衛生管理区域の設定	レ 欄
衛生管理区域を設定し衛生管理区域以外との境界が分かるようになっている。	☐
3. 衛生管理区域への病原体の持込み防止	レ 欄
(1) 衛生管理区域の出入口に立て看板などを設置し、部外者の立ち入りを制限している。	☐
(2) 衛生管理区域に入る車両の消毒を行っている。	☐
(3) 衛生管理区域及び家きん舎に立ち入る者に手指及び靴の消毒（手指については洗浄又は消毒）を行わせている。	☐
(4) 衛生管理区域専用の衣服及び靴を設置するとともに、家きん舎ごとの専用の靴を設置し、これらを使用している。	☐
(5) 同日に畜産関係施設に立ち入った者及び過去1週間以内に海外から入国した者は、衛生管理区域に立ち入らせないようにしている。 ※家畜防疫員、獣医師、飼料運搬業者等の畜産関係者は除く。	☐
(6) 他の畜産関係施設で使用した物品等で飼養する家きん、その死体又は当該家きんから生産される卵に直接接触する物品を衛生管理区域内に持ち込む場合には、洗浄又は消毒をしている。	☐
(7) 過去2か月以内に海外で使用した衣服や靴は衛生管理区域に持ち込まないようにしている。	☐
4. 野生動物等からの病原体の感染防止	レ 欄
(1) 給餌設備・給水設備及び飼料の保管場所に野生動物等の排せつ物が混入しないようにしている。	☐
(2) 飲用に適した水を給与している。また、野生動物の排せつ物が混入するおそれがある水を使用する場合には、消毒している。	☐
(3) 野生動物の家きん舎への侵入を防止できる防鳥ネット等を設置するとともに、定期的に破損状況を確認し、遅滞なく破損箇所を修繕している。	☐
(4) 家きん舎の屋根や壁面に破損箇所がある場合には、遅滞なく修繕するとともに、ねずみやハエ等の害虫の駆除をしている。	☐

5. 衛生管理区域の衛生状態の確保	レ 欄
(1) 衛生管理区域内の施設及び器具を定期的に清掃を定期的に行っている。	☐
(2) 空になった家きん舎やケージの清掃及び消毒をしている。	☐
(3) 過密な状態で家きんを飼養していない。	☐
6. 家畜の健康観察と異状が確認された場合の対処	レ 欄
(1) 特定症状を確認した場合には、直ちに家保へ通報することとしている。また、その際には家きんはもとより畜産物や排泄物の移動は行わないこととしている。	☐
(2) 特定症状以外の異状を確認した場合には、直ちに獣医師の診療若しくは指導又は家畜保健衛生所の指導を受けることとしている。また、監視伝染病であることが確認された場合には、家畜保健衛生所の指導に従うこととしている。	☐
(3) 毎日、健康観察をしている。	☐
(4) 家きんを導入するときは、健康な家きんを導入している。また、一定期間、導入家きんと他の家きんを接触させないようにしている。	☐
(5) 家きんを出荷するときは、健康状態を確認している。	☐
7. 埋却の準備	レ 欄
埋却のための土地の確保（成鶏100羽当たり概ね0.7m ² ）、焼却又は化製のための準備をしている。	☐
8. 感染ルート of 早期特定のための記録の作成及び保管	レ 欄
衛生管理区域に立ち入った者、家きんの導入・出荷、健康観察等に関する記録を作成し保存している。	☐
9. 大規模飼養者に関する追加措置	レ 欄
(1) 担当の獣医師又は診療施設を定めている。	☐
(2) 特定症状を確認した場合の家保への通報ルールを定め、従業員に周知している。	☐